最終更新日：2018年6月28日

ペガサスミシン製造株式会社
代表取締役社長執行役員　美馬　成望
問合せ先：取締役執行役員管理本部長　吉田　泰三　06-6451-1351
証券コード：6262
https://www.pegasus.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社企業グループは、コンプライアンスとリスクマネジメントの重要性を認識し、収益の極大化と併せて株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーとの信頼関係にお応えするため、コーポレートガバナンス体制の確立を最も重要な経営課題として、整備・拡充に努めております。
さらに、株主の皆様はじめ各ステークホルダーに対して、積極的な情報開示をすることにより、経営内容の透明性を高め、長期的な信頼関係を構築していく考えであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4．株主総会における権利行使】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知等の英訳を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有株式に係る議決権行使基準は次のとおりであります。
(1) 政策保有株式の発行会社（以下、「政策保有先」という。）の経営状況等を勘案し、政策保有先及び当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に勘案し、議決権を行使する。
(2) 政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、取締役会事務局が政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、社長に提言し、社長が議案に対する賛否を判断し、取締役会に報告する。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、当社と役員や主要株主等との取引についての手続き面につきましては、会社法で定められた手続きを順守すると共に、以下に定める「関連当事者間取引ルール」に則り対応いたします。

「関連当事者間取引ルール」
当社は、当社と取締役、監査役または主要株主等との間で取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、公正かつ適正に行うものとし、法令及び社内の規則に基づき事前に取締役会の承認を得た上で、当該取引の終了後にはその実績を取締役会に報告するものとする。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 当社は、企業理念や経営基本方針、中期的な経営に関する考え方を当社ホームページで開示しておりますので、ご参照ください。
URL https://www.pegasus.co.jp

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載の通りです。
また、当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を含めた総合的な観点から必要な対応をおこない、前記の基本的な考え方に基づく当社のコーポレートガバナンス体制について、当社を取り巻く環境の変化に応じ適切に整備していくことをコーポレートガバナンスに関する基本方針としております。

(3) 取締役及び執行役員の報酬等の決定に関する方針を本報告書の「2．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」及び有価証券報告書に記載しております。
取締役及び執行役員の報酬は、月額と賞与により構成しており、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。賞与は、毎年の連結経営成績をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しております。また、社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、賞与の支給はありません。
取締役及び執行役員の報酬については、会長・社長・人事担当役員、社外取締役による「指名・報酬委員会」にて取締役会に上程、決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任や取締役候補の指名にあたっては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しており、当社のペガサスマインドを理解・実践し、将来に亘る持続的成長に貢献できる人材を中心とすることが必要だと考えております。
取締役及び執行役員の選任にあたっては、会長・社長・人事担当役員、社外取締役による「指名・報酬委員会」にて取締役会に上程、決定しております。また、監査役候補の指名にあたっては、「指名・報酬委員会」にて監査役会に諮り同意を得たうえで、取締役会に上程、決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の指名理由については、「定時株主総会招集ご通知」において開示しております。

【補充原則４－１－１．取締役会の役割・責務】
　当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各事業分野毎の最高執行責任者・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。
　その概要については、以下の通りです。

当社では、次の事項は取締役会の決議を経るものとしております。
⑴ 会社法及び他の法令に規定された事項、
⑵ 定款に規定された事項、
⑶ 株主総会の決議により委任された事項、
⑷ その他経営上の重要な事項

また、次の事項は取締役会に報告するものとしております。
⑴ 業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項、
⑵ その他取締役会が必要と認めた事項

　経営会議は、代表取締役社長が議長となり、各事業分野の最高執行責任者及び社長が指名した執行役員等で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しております。
　経営会議の結果は、取締役・監査役をはじめ必要に応じ社内に報告され、現場の具体的な課題・問題の対応にあたる仕組みとしております。

　最高執行責任者には、「製造本部」「顧客本部」「ダイカスト事業本部」「管理本部」の各事業分野における担当本部長が選任され、取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき、各事業分野内における施策の決定や業務遂行を行っております。
　執行役員は、各事業分野内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
　当社では、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準等に従い、独立役員である社外取締役を選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。
　社外取締役２名以上選任の件に関しましては、本年度の定時株主総会にて２名の社外取締役選任を頂いております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、本報告書の「Ⅱ　【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」において、記載しておりますので、ご参照下さい。

【補充原則４－１１－１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　取締役体制については、的確な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しており、当社の持続的成長に貢献できる人材を中心に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮して取締役を選任しております。
　取締役会の規模に関しては、少人数体制を維持する一方、社外取締役及び社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めております。

【補充原則４－１１－２．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社取締役、常勤監査役、社外取締役及び社外監査役の、他の上場会社の役員との兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則４－１１－３．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会の評価につきましては、次のとおりです。
当社は、全ての取締役会出席メンバーを対象に、取締役会の運営に関するアンケートを実施しており、その結果を取締役会に報告しております。同アンケート結果をもとにして、取締役会の実効性を分析・評価したところ、概ね肯定的な自己評価となっており、特に、「自由に意見を述べることができること、社外役員の議案への適切な参画による会の活性化が図られていること、議案内容が明確であること」が高評価でした。
一方で、「専門用語の判りやすい解説、海外駐在取締役との通信インフラ」については改善の余地があると思われます。
今後も、実効性向上のために、定期的な自己評価を実施し改善してまいります。

【補充原則４－１４－２．取締役・監査役のトレーニング】
　当社では取締役・監査役の全員を対象として、コーポレートガバナンス、企業倫理、危機対応及び組織マネジメント等をテーマとした研修や活動の機会を適宜設定しております。
　また、新任取締役・監査役の就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得していただくべく、総務部・経営企画部等による説明会等を実施しております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
　当社では、経営企画部がＩＲを統括し、経営企画部担当取締役が経営企画部、財務部、総務部等のＩＲ活動に関達する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。
　経営企画部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のＩＲ取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期に１回、決算説明会を開催し、代表取締役が説明を行っております。
　ＩＲの結果については、必要に応じ、適宜取締役会へフィードバックを行い、取締役や監査役との情報共有を図っております。
　また、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,377,100	17.64
株式会社美馬	1,553,400	6.26
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE HCR00	1,144,800	4.61
株式会社三井住友銀行	830,200	3.35
板東 敬三	742,800	2.99
吉田 隆子	709,900	2.86
美馬 成望	653,100	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	582,100	2.35
ペガサスミシン従業員持株会	491,469	1.98
美馬 正道	471,300	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記「2. 資本構成 [大株主の状況]」につきましては、2018年3月末での情報を記載しております。

2. 平成29年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社及びその共同保有者である他3社が平成29年5月31日現在で933,800株(保有割合3.76%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 平成30年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ポートフォリアが平成30年3月30日現在で2,279,500株(保有割合9.18%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井　文	他の会社の出身者											
大西　宏尚	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井　文	○	グンゼ株式会社 社外取締役 住友精密工業株式会社 社外取締役 三洋化成工業株式会社　社外取締役 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 業務執行理事 大阪樟蔭女子大学 客員教授	白井文氏は、市議会議員・市長として、長きにわたり市政運営に携われてきた幅広い知識と豊富な経験をもとに、当社取締役会において的確な指導・助言をいただいてまいりました。また経営陣から独立した存在であり、一般株主との利益相反問題の回避についての客観的な提言ができる人物であると判断しております。 なお、同氏は当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、また、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、ならびに当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えております。

大西　宏尚	○	―――	大西宏尚氏は、経営者としての豊富な経験と深い見識を有しており、当社取締役会において客観的な立場で的確な指導･助言をいただいてまいりました。また経営陣から独立した存在であり、一般株主との利益相反問題の回避についての客観的な提言ができる人物であると判断しております。 なお、同氏は当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、また、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、ならびに当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

――

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、重要な事項があれば個別に打ち合わせを行うなど、随時連絡を取っております。また、会計監査の内容について、定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。
内部監査部門である内部監査室とは、当社各部署ならびに各子会社への監査時に可能な限り同行するなど、逐一綿密な打ち合わせを行っております。特に子会社への監査時は、監査の範囲が広いことから事前に監査内容について打ち合わせを行い、連携しながら取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉山　清和	税理士													
武本　夕香子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)　更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山　清和	○	税理士 株式会社宗杉興産 代表取締役 株式会社神戸経営管理センター 取締役	杉山清和氏は、税理士としての豊富な経験と深い見識を有しており、当社業務執行の監査やコンプライアンス体制の構築、維持に適切な助言、提言をいただいてまいりました。また経営陣から独立した存在であり、一般株主との利益相反問題の回避についての客観的な提言ができる人物であると判断しております。 なお、同氏は当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、また、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、ならびに当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えております。
武本　夕香子	○	弁護士 ウェリタス法律事務所	武本夕香子氏は、弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、当社業務執行の監査や適法性確保のために適切な助言、提言をいただけると判断しております。また経営陣から独立した存在であり、一般株主との利益相反問題の回避についての客観的な提言ができる人物であると判断しております。 なお、同氏は当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、また、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、ならびに当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社では、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社独自の独立性判断基準を策定しており、その基準に基づいた独立役員である社外取締役を選任しております。
また、独立社外取締役の選任に際しては、「指名・報酬委員会」にて人選を重ね、取締役会にて独立した中立な立場で、建設的な意見を展開できる人物を候補に選定しております。
当社独自の独立性基準は以下の通りです。

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1．現在において、次の(1)～(8)のいずれかに該当する者
(1) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
(2) 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上の2%を超える取引先又はその業務執行者
(3) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上の2%を超えるもの又はその業務執行者
(4) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者

(5) 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員（ただし、補助的スタッフは除く）
(6) 当社から、直近事業年度において1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の３０％のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
(7) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去３事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
(8) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、過去３事業年度の平均で、その年間連結総売上高の２％以上の支払いを当社から受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く）

２．過去３年間のいずれかの時点において、上記（1）～（6）のいずれかに該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の報酬制度において、適切な業務執行が行われていると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2018年３月期における、当社の取締役に対する年間報酬総額は、265百万円となっております。
また、当社取締役の報酬限度額は、2008年６月24日開催の定時株主総会において、年額350百万円以内と決議しており、取締役個々の報酬につきましては、取締役会で決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社外取締役については、取締役会事務局である総務部及び総務部担当役員が中心となり、また社外監査役については常勤監査役が適宜情報の交換を行い、それぞれサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
板東　敬三	顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤 報酬有	2008/3/31	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	１名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

［業務執行］

原則月一回開催の取締役会および原則週一回開催の経営会議にて重要事項の決定や審議を行うほか、その他の項目につきましては、「決裁規程」に基づき必要な決裁手続きを経て、業務の執行を行っております。

また、原則週一回開催される経営会議は、代表取締役社長が議長となり、各事業分野の最高執行責任者及び社長が指名した執行役員等で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しております。経営会議の結果は、取締役・監査役はじめ必要に応じ社内に報告され、現場の具体的な課題・問題の対応にあたる仕組みとしております。

2018年３月期（2017年４月１日から2018年３月31日）においては、計41回開催しております。

［監査・監督］

常勤監査役が原則毎週開催される経営会議に出席し、また、常勤監査役、社外監査役が原則毎月開催される取締役会に出席することにより、重要事項の執行状況の監査・監督を行っております。

内部監査室は、当社子会社を含め全部署の内部監査を行うことにより、各部署の業務執行状況を具体的かつ個別的に監査・監督しております。

［取締役の指名］

経営陣幹部の選任や取締役候補の指名にあたっては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しており、当社のペガサスマインドを理解・実践し、将来に亘る持続的成長に貢献できる人材を中心とすることが必要だと考えております。

取締役及び執行役員の選任にあたっては、会長・社長・人事担当役員、社外取締役による「指名・報酬委員会」にて取締役会に上程、決定しております。

また、監査役候補の指名にあたっては、「指名・報酬委員会」にて監査役会に諮り同意を得たうえで、取締役会に上程、決定しております。

［取締役・執行役員の報酬決定］

取締役及び執行役員の報酬は、月額と賞与により構成しており、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。

賞与は、毎年の連結経営成績をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しております。また、社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、賞与の支給はありません。

取締役及び執行役員の報酬については、会長・社長・人事担当役員、社外取締役による「指名・報酬委員会」にて取締役会に上程、決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく適切な業務執行を目的とした執行役員制度を導入することで、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図っております。加えて、社外取締役２名と社外監査役２名の計４名の独立役員を選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制の確立を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。 招集通知を法定期日より3日以上前に発送するとともに、発送日の前日までには当社ホームページ「株式情報・株主総会」及び東京証券取引所のホームページ「東証上場会社情報サービス」に開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多<の株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えており、総会の日時につきましては、従来より集中日を避け、十分な会場スペースを確保するとともに、開催日程や会場を毎年極力同じとするなど、株主様の総会出席への配慮をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算短信および第2四半期決算短信発表後、当社代表取締役の説明による説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書および決算説明会資料を当社ホームページ「IRライブラリ」に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社では、経営企画部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス規程」、「ペガサスグループ行動指針」、「インサイダー管理規程」、「情報セキュリティ・ポリシー」、「個人情報保護規程」、「ＰＬ（製造物責任）委員会規程」、「販売管理規程」、「購買・外注管理規程」を施行、実施ならびに周知徹底することにより、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社企業グループでは、地球の有限性を配慮したうえで、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ―をめぐる課題についての積極的な関与を「ペガサスグループ行動指針」で定め、その考えに基づき、環境保全活動、CSR活動等に取り組んでいます。
その他	女性の社外取締役を1名、社外監査役を1名選任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合ならびに業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備する。

1．業務運営の基本方針
当社では、以下を経営基本方針とする。

(1) 世界の人々と交流を深め、信頼される企業活動を展開します。
(2) ペガサス・テクノロジーを究め、世界品質のものづくりを目指します。
(3) 常にお客様から学び、ニーズを形にし、サービスや情報の提供に最善をつくします。
(4) 関係先、社員との信頼関係を築き、互いの成長発展のために努力します。

2．取締役の職務執行に係る文書および情報の保存・管理（会社法施行規則第100条第1項第1号）
(1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や取締役が「決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」に基づき、保存・管理する。
(2) 当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
(1) 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
(2) 不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害拡大を防止する体制を構築する。

4．取締役の職務執行の効率性の確保（会社法施行規則第100条第1項第3号）
(1) 当社は、定例の取締役会を原則毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督などを行う。また、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、原則毎週一回、各取締役を含めた経営会議を実施する。
(2) 業務の運営については、中期経営計画および年度予算を立案し、全社的な目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則毎月一回、取締役会で報告する。

5．取締役および使用人の職務執行の法令・定款適合性確保（会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項第4号）
(1) 当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範を示した「ペガサスグループ行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づいたコンプライアンス委員会を設置することで相談・通報体制を確立する。
(2) 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査部署へフィードバックする。
(3) 当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、所轄官庁および関連団体と協力し、その排除に努めるとともに、不当要求等に対しても組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。
(4) 当社は、当社企業グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備する。

6．企業集団の業務の適性確保（会社法施行規則第100条第1項第5号）
(1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、円滑な情報交換とグループ活動を推進するための定期的な報告ならびに重要案件については、事前協議を行う。さらに、当社および各子会社と一体となった「コンプライアンス規程」を子会社ごとに制定し、同時にコンプライアンス推進担当者を設置することで相談・通報体制を確立する。
(2) 当社は、当社が定める「リスク管理規程」その他関連規程を定め、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
(3) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営分析および指導全般、その他関係会社よりの協議事項ならびに関係会社の指導、育成上必要と思われる事項を実施し、また、業務の運営については、中期経営計画および年度予算を立案し、各部門および子会社を含めた全社的な目標を設定すると同時に、重要な事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、各部門および子会社の経営数値等を原則毎月一回、取締役会で報告することにより子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保する体制を確立する。
(4) 内部監査室は、各子会社について定期的に内部監査を実施するとともに、主要な子会社については、当社監査役が監査を行い、業務の適正を確保する体制を確立する。

7．監査役の補助使用人（会社法施行規則第100条第3項第1号）
当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおいていないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフをおくこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

8．監査役の補助使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保（会社法施行規則第100条第3項第2号および第3号）
当社は、必要に応じて監査役スタッフを設置する場合において、当該監査役スタッフは、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものとする。また、必要に応じて内部監査室を中心とした関係部門がサポートする。

9．当社および当社子会社の取締役等および使用人の監査役への報告（会社法施行規則第100条第3項第4号および第5号）
(1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、法令に従い監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁願およびその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に

その説明を求める。
(2) 当社の監査役は、当社の会計監査人や内部監査室に会計監査や業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
(3) 当社および子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社または子会社のコンプライアンス委員会もしくは当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、これらの委員会もしくは部門は当社取締役、監査役、および取締役会に対して報告を行う。
(4) 当社および子会社の取締役および使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(5) 当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

10. その他監査の実効性の確保（会社法施行規則第100条第3項第6号および第7号）
(1) 監査役は、取締役および重要な使用人からヒアリングを実施し、会計監査人および内部監査室とそれぞれ定期的な意見交換ができる体制を確立する。
(2) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、所轄官庁および関連団体と協力し、その排除に努めるとともに、不当要求等に対しても組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底いたします。その旨を「ペガサスグループ行動指針」に定め、当社の全役員・従業員に周知徹底しております。

万が一、事案が発生したときは、顧問弁護士及び警察等と緊密な連携のもと、速やかに対処できる体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

